

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第三部 労働政策

VII ILO

2 ポーランド問題

ポーランドにおける労働組合権をめぐる問題は、ILOの三つのチャンネルで処理されてきた。(1)条約勧告適用専門家委員会(日本の鶴岡元国連大使も委員のひとり)は数回にわたり、ポーランドの労働法を同国が一九五七年に批准した八七号条約(結社の自由・団結権保護)と一致させる必要を指摘してきた。(2)総会の条約勧告適用委員会も同様にこの問題にかんする関心を示してきた。(3)八〇年五月には、ポーランド政府の合意を得て、とくに労働組合権にかんするILO条約の適用をめぐる諸問題を、権限のある当局とともに体系的に検討するため、ILO事務局の幹部職員(バルチコス国際労働基準局長)が同国を訪問した。この訪問中に、同国の現行の労働法を手直しして、労働組合権の自由行使に関する八七号条約の原則と一致させるよう勧告がおこなわれた。当局側は、法律を改正して条約に合わせるため措置していることを明らかにした。ブランシャール事務局長は、八〇年八月末、事務局長自身を団長とする代表団が同国を訪問する用意のあることを明らかにした。一〇月には二回にわたりILO幹部がポーランドを訪問、さらに事情聴取をおこなった。

八〇年一月ジュネーブのILO本部でひらかれた第二一四回ILO理事会は、その後自主管理労組「連帯」の登録が認められ、最高裁が同組合の規約を認めるなど、ポーランドの労働組合事情に進展がみられたことを評価して、同国政府を相手とした労働組合権の侵害にかんする提訴を結審とした。理事会では、ILO代表が現地で実情調査して得た情報、ポーランド政府の提出した資料、同国労働次官が結社の自由委員会でおこなった口頭陳述から判断して、事態の好転が評価され、とくに新労組「連帯」の規約に八七号、九八号の両条約のテキストが添付されていたことが注目された。

八一年五月には、ポーランド政府の招きでブランシャール事務局長が同国を公式訪問、首相、外相、労相ら政府首脳をはじめ労使団体代表とも会見し、労働組合権をめぐる諸問題につきILO側の協力を再確認し、ILOと同国との協力関係の促進につとめた。ただこの間たまたまフレサ連帯議長は総評の招きで訪日中だったため、ブランシャール事務局長に代わって久野木ILO東京支局長が東京でフレサ議長と接触し、ILO側の協力の意思を伝えるとともに、六月ジュネーブでひらかれる第六七回ILO総会に労働者代表として出席するよう要請した。これにたいしてフレサ議長は、ILOの協力姿勢を多とし、六月の総会への出席を約束した。フレサ議長は六月五日、ILO総会にポーランド労働者代表として出席、「ポーランドの国内問題は国内で解決できる。外部からの干渉があっても、ポーランド強化の過程は逆もどりしない。変革は始まったばかりだが、元の状態への回帰は不可能と確認する」と演説して満場の拍手をあげた。ILO総会に出席する社会主義国の代表団は政労使の三者といっても事実上政府だけといわれてきたが、フレサ氏は、東欧圏から初めて出てきたILO憲章にもとづく本当の労働者代表として注目された。

■←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
